

最高裁秘書第4417号

令和元年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和元年7月30日付け（同年8月1日受付，第014155号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
裁判官・検察官の給与月額表（平成31年4月1日現在）（片面で2枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(平成31年4月1日現在)

(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官		検察官		報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額 の合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
最高裁長官				2,010,000	402,000			2,412,000	5,689,807		5,689,807		40,323,614
最高裁判事		検事総長		1,466,000	293,200			1,759,200	4,149,879		4,149,879		29,410,158
東京高裁長官				1,406,000	281,200			1,687,200	3,980,034		3,980,034		28,206,468
高裁長官		東京高検検事長		1,302,000	260,400			1,562,400	3,685,636		3,685,636		26,120,072
		次長検事,検事長		1,199,000	239,800			1,438,800	3,394,069		3,394,069		24,053,738
判 1		検 1		1,175,000	235,000			1,410,000	1,390,025	1,936,106	1,390,025	1,936,106	23,572,262
判 2		検 2		1,035,000	207,000			1,242,000	1,224,405	1,705,421	1,224,405	1,705,421	20,763,652
判 3	簡 ○	検 3		965,000	193,000			1,158,000	1,141,595	1,590,078	1,141,595	1,590,078	19,359,346
判 4	簡 1	検 4		818,000	163,600			981,600	967,694	1,347,859	967,694	1,347,859	16,410,306
判 5	簡 2	検 5		706,000	141,200			847,200	835,198	1,163,311	835,198	1,163,311	14,163,418
判 6	簡 3	検 6	副 ○	634,000	126,800			760,800	750,022	1,044,673	750,022	1,044,673	12,718,990
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	114,800			688,800	679,042	945,808	679,042	945,808	11,515,300
判 8		検 8	副 2	516,000	103,200			619,200	610,428	850,239	610,428	850,239	10,351,734
	簡 5		副 3	438,900	90,480	13,500		542,880	833,735	834,458	833,735	834,458	9,850,946
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,500	87,000	13,500		522,000	801,388	801,376	801,388	801,376	9,469,528
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,800	80,260	13,500		481,560	738,740	737,304	738,740	737,304	8,730,808
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,900	75,680	13,500		454,080	656,030	652,714	656,030	652,714	8,066,448
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,600	71,020	13,500		426,120	615,278	611,037	615,278	611,037	7,566,070
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,800	67,260	16,500	19,000	422,560	599,461	408,224	599,461	408,224	7,086,090
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,700	64,240	16,500	30,900	416,340	572,371	388,949	572,371	388,949	6,918,720
補 7	簡 12	検 15	副 10	287,500	60,800	16,500	45,100	409,900	541,515	366,993	541,515	366,993	6,735,816
補 8	簡 13	検 16	副 11	277,300	58,760	16,500	51,100	403,660	523,216	353,973	523,216	353,973	6,598,298
補 9	簡 14	検 17	副 12	255,100	54,320	16,500	70,000	395,920	463,491	311,477	463,491	311,477	6,300,976
補 10	簡 15	検 18	副 13	246,200	52,540	16,500	75,100	390,340	448,219	300,610	448,219	300,610	6,181,738
補 11	簡 16	検 19	副 14	239,400	51,180	16,500	83,900	390,980	417,877	279,020	417,877	279,020	6,085,554
補 12	簡 17	検 20	副 15	233,400	49,980	16,500	87,800	387,680	408,049	272,027	408,049	272,027	6,012,312
			副 16	222,100	47,720	16,500		286,320	389,539	258,857	389,539	258,857	4,732,632
			副 17	214,300	46,160	16,500		276,960	360,048	237,873	360,048	237,873	4,519,362

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(「補1~4」及び「簡5~9」は3,500円、「補5~12」及び「簡10~17」は6,500円)及び子1人(10,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5, 簡10, 検13, 副8」から「補12, 簡17, 検20, 副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.35月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡〇~4」、「検1~8」及び「副〇~2」の者は、期末手当(1.4月分)及び勤勉手当(1.95月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2.2月分)及び勤勉手当(2.25月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.6月分)及び勤勉手当(1.85月分)をそれぞれ掲げた。
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3, 4」、「簡8, 9」、「検11, 12」及び「副6, 7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9, 10」、「簡14, 15」、「検17, 18」及び「副12, 13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11, 12」、「簡16, 17」、「検19, 20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。